

新たな障害者基本計画の策定について

1 計画策定の目的

本市の障害者施策については、平成 19 年 6 月策定の「広島市新障害者基本計画」において、平成 18 年度から平成 24 年度までの 7 年間における障害者施策の推進方向と具体的方策を定め、その推進に努めている。一方、国においては現在、「障害者権利条約」の批准に向け、障害者基本法の改正をはじめ国内法整備の検討が進められるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しようとしている。こうした変化に対応するとともに、平成 23 年 2 月に実施した「障害福祉に関するアンケート」の結果等を踏まえた障害者施策を総合的・計画的に推進していくため、新たな障害者基本計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) 第 5 次広島市基本計画の障害福祉分野に関する部門計画とする。
- (2) 障害者基本法第 9 条第 3 項に規定されている障害者のための施策に関する基本的な計画である「市町村障害者計画」とする。

3 計画の対象

基本的には、障害者基本法の改正案に規定する身体障害者、知的障害者、精神障害者その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある者等を対象とする。

4 計画の期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年とする。

5 策定体制等

(1) 庁内検討体制

関係部局間の連携を図り、総合的な体制の下に推進するため、人がやさしいまち推進本部、障害者施策クロスセクションを活用して検討する。

(2) 広島市障害者施策推進協議会

学識経験者、関係行政機関の職員、障害者、公募委員などで構成される障害者施策推進協議会の意見を聴取しながら検討する。

(3) 市民意見の募集

市の広報紙やホームページ等により計画策定についての情報提供を行うとともに、市民意見を募集する。なお、並行して、障害者団体との意見交換を行う。

(4) 市議会への報告

計画策定に係る取組状況等を適宜、報告する。

6 スケジュール（詳細は別紙のとおり）

平成 23 年度から平成 24 年度までの 2 か年で策定作業を進める。